

児童手当の概要・現況届の提出について

《児童手当の概要》

この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。手当を受給するために、出生時や転入時には、必ず申請手続きをしてください。

◆支給対象◆

長瀬町に住民登録があり、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者が対象です（原則、児童の両親のうち所得の高い方が受給者となります）。

※公務員は、所属官公庁へ申請、受給となります。

※令和4年度10月に「所得上限限度額」を超えたことにより児童手当を支給されなくなった方のうち、令和4年以降の所得が「所得上限限度額」を下回っている場合には、改めて町に申請を行うことで児童手当の受給が可能となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆手当月額◆

- ・0～3歳未満 15,000円
- ・3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 10,000円
- ・特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の世帯） 一律5,000円

支払時期…6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10月～1月分）

《児童手当の現況届》

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出していただいていたのですが、令和4年の国の制度改正により現況届の提出が原則不要となりました。ただし、提出が必要になる方については個別に通知を送付します。

◆手続き方法◆

提出が必要な方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の手当の支払が差し止めとなりますので、必ず提出してください。

◆提出期限◆

令和6年6月28日(金)

◆現況届に必要な添付書類◆

- ・健康保険被保険者証の写し（※受給者が厚生年金等の加入者である場合）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。（監護・生計同一申立書等）

《お知らせ》

児童手当では、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一貫として令和6年10月分（12月支給分）から見直しを行うことを予定しています。詳しくは、改めて広報等でお知らせいたします。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134